令和8年度 放課後児童クラブ(学童保育)利用の手引き



〇放課後児童クラブの利用申込について

令和8年度の放課後児童クラブ利用申込を以下の期間・場所で受け付けます。利用の必要がある方は、この案内をお読みのうえ、期間内に利用申請書等をご提出ください。 期間を過ぎて提出された場合には、ご希望に添いかねる場合があります。

※定員超過の場合は、保護者の就労状況や児童の学年等を総合的に判断し、選考を行います。

·受付期間: **令和7年**11月17日(月)~11月28日(金)

・受付場所:子ども子育て課(洲本市本町三丁目4-10 洲本市役所2階①番)

児童クラブ鮎原 (洲本市五色町鮎原西 142-4 洲本市児童館)

児童クラブ広石 (洲本市五色町広石中 1446-1 広石保育園内)

・受付時間:午前8時30分~午後5時15分(子ども子育て課)

午前9時~午後3時、午後5時~午後6時(児童クラブ鮎原)

午後5時~午後6時(児童クラブ広石)

※土・日曜日及び祝日は、受付不可です。





1. 放課後児童クラブとは

放課後児童クラブとは、保護者の方が昼間、就労等によって家庭にいないこと、またはその他の理由によって保育を受けられない児童に対して、授業終了後の遊びや生活の場を提供することで、児童の健全な育成を図るものです。

2. 放課後児童クラブの利用対象児童

原則として、洲本市内にある小学校に通学中の児童、または洲本市に住所がある児童で、以下の事由に該当していること。

- ・保護者が就労等により、昼間家庭にいない。
- ・保護者の就学や入院、親族の看護、介護などの理由によって保育できない。
- ・母の出産予定日の属する月の前2か月、もしくは出産日の属する月の後2か月にある。
- その他の特別な理由で、保護者が保育できない。
- ※保護者の求職活動については、利用要件として認めていません。
- ※校区外就学(祖父母宅等の預け先や勤務先への下校等による)の児童は、優先度が下がるため、定員超過の場合は利用できないことがあります。
- ※児童クラブでの対応が可能かどうかを確認するために、支援の必要なお子さんや、<u>お子さんの発達等で気になることがあれば、利用申請書に内容を記載いただき、事前に子</u>ども子育て課へご相談ください。

なお、必要に応じて、保健師や教育・保育施設等の関係機関へ照会する場合がありますので、予めご了承ください。

3. 利用可能な日時

- ・開設 日 毎週月曜日~土曜日 ただし、祝日および年末年始(12月29日~1月3日)を除く。
- ・開所時間 月曜日~金曜日 放課後~午後6時 (延長保育なし) 土曜日・長期休業日等 午前8時~午後6時(延長保育なし) (土曜日は、合同で保育を実施している児童クラブもあります。)
 - ※「長期休業日」とは、洲本市立小学校及び中学校の管理運営に 関する規則第3条第1項第3号から第5号までに定められた、 以下の休業日のことを言います。
 - ・春季休業日(3月25日から4月7日まで)
 - ・夏季休業日 (7月21日から8月31日まで)
 - ・冬季休業日(12月25日から翌年1月6日まで)

4. 利用料等

- 利 用 料 月額5,000円(4月~7月、9月~翌年3月) 月額7,000円(8月のみ)
 - ※生活保護受給世帯の方には利用料の減免制度があります。
 - ※月の途中で利用を開始、中止などを行った場合も、月額の利用 料が発生します。
- ・傷害保険料 年額 800 円 (加入する保険はスポーツ安全保険)
- ※利用料は、口座振替によって納入していただきます。新規申込(兄弟姉妹がいる場合も含む)、または振替口座変更の場合は、口座振替届出書により、振替口座を指定してください。

なお、指定可能な金融機関は以下のとおりです(※ゆうちょ銀行不可)。

- ・三井住友銀行 ・みなと銀行 ・徳島大正銀行 ・淡路信用金庫
- ・淡陽信用組合・近畿労働金庫・淡路日の出農業協同組合
- ※振替日は、利用月当月 25 日(当日が金融機関の休業日にあたる場合はその翌営業日)です。
- ※利用とりやめ、休止の場合は、前月の市役所最終開庁日までに子ども子育て課(本庁舎2階①番)へ利用変更届を提出してください。変更届が未提出の場合には、利用登録に基づいて料金を徴収します。返金には応じかねますので予めご了承ください。
- ※傷害保険料については、利用許可後、4月の口座振替の際に利用料と併せて引き落とします。なお、夏休みのみの利用等で4月の利用料が発生しない場合も、同様に、4月の口座振替の際に保険料分の金額を引き落とします。引き落とし後の保険料の返金には応じかねますので、予めご了承ください。

5. 利用申込の欠格事由、および利用許可の取消事由

利用申込時、または利用許可後に下記のような事由に該当した場合は、その申込を却下、またはその利用許可を取り消すことがあります。

- ・保護者の就労状況等に変更等があったことにより、申請児童が放課後児童クラブの 利用対象児童でなくなったとき。
- ・放課後児童クラブの支援員の指示に従わないとき。
- 特別な理由なく保護者が放課後児童クラブ利用料を2か月以上滞納したとき。
- 特別な理由なく保護者が放課後児童クラブを2か月以上休所しているとき。
- ・虚偽の申請をしたとき。
- 放課後児童クラブの運営に支障があると認めるとき。



6. 利用をとりやめたい、または休止したいとき

放課後児童クラブの利用をとりやめたい、または休止したいときは、必ず利用変更届を提出してください。利用とりやめ月、または休止月の前月の市役所最終開庁日までに子ども子育て課(本庁舎2階①番)、洲本市児童館(鮎原保育園2階)または、児童クラブ広石(広石保育園内)へ変更の届出がなされない場合には、利用登録に基づいて料金を徴収します。また、変更届の提出がないまま2か月以上利用されない場合は、それ以降の利用許可を取り消すことがあります。

7. 利用にあたって(諸注意、留意事項など)

- ・利用要件に該当しなくなった場合は、児童クラブを利用し続けることはできません 住所や勤務先などが変わったときには、利用変更届や勤務証明書の提出が必要です。 利用変更届等が未提出の場合、利用許可を取り消すことがあります。
- ・クラブ利用時間において、医療行為を必要とする児童や、特定の感染症にかかって いる児童は、クラブを利用できないことがあります。
- おやつ等の支給はありません。
- ・土曜日、長期休業日など、学校給食のない日に児童クラブを終日利用する場合は、 お弁当とお茶を持参してください。
- ・放課後、塾などに寄ってから児童クラブへ来所することはできません。
- ・児童の安全確保のため、保護者による送迎を原則としますので、開所時間内にお迎えにお越しください。閉所後における延長保育は実施しておりませんので、必ず午後6時までにお迎えをお願いします。
 - ※児童クラブでは、保護者の送迎を原則としますが、やむを得ず都合がつかない場合に限り、保護者の責任のもと、ひとり登所(長期休暇等)、ひとり帰りでの対応をいたします。ひとり登所、ひとり帰りは、必ず前日までに届け出が必要です。なお、児童の安全確保のため、日没前に帰宅できる時間帯に限ります。
- ・保護者の方の<u>仕事や授業などがお休みのときは、できる限りお子さんと一緒に過ご</u> してあげてください。
- ・児童クラブの利用時間中は、下記の場合を除き、原則途中外出はできません。 また、<u>途中外出中の事故やケガ等は保険適用外</u>となります。

【途中外出を認める場合】

- 学校行事への参加
- 医療機関の受診
- ・保護者の送迎による外出
- その他、やむを得ないと認められるもの
- ・体調不良などにより、当日急遽クラブをお休みされる場合は、児童の安全確認のため、必ず保護者の方が利用クラブへ連絡してください。
- ・伊勢の森スクールを新規でご利用される方には、利用許可後に施設支援員との面談を お願いしておりますので、必ずご協力ください。面談を受けられない場合、利用をお 断りすることがあります。

<緊急時の対応>

- ・けが、病気、その他緊急時は、申請書に記載された緊急連絡先(携帯電話・親族の方等)へ連絡します。
- ・緊急連絡先が携帯電話の場合は、利用クラブの電話番号の登録にご協力をよろしくお 願いします。
- ・緊急連絡先に変更があった場合は、速やかに子ども子育て課、または利用クラブへご 連絡ください。

<感染症への対応>

感染症による学級閉鎖時、学年閉鎖時および臨時休校時、地震発生時、または気象 警報等発令時の利用については、以下のとおりとします。

- ・学級閉鎖時 閉鎖対象学級の児童が利用できません。
- ・学年閉鎖時 閉鎖対象学年の全児童が利用できません。
- ・臨時休校時 全学年児童が利用できません。閉所します。

場合	具体例	対応
学級閉鎖	3年2組が百日咳で学級閉鎖になった	3年2組の児童の 利用停止
学年閉鎖	2 年生全体にインフルエンザが流行し 学年閉鎖になった	2年生の利用停止
臨時休校	学校全体に麻疹が流行し休校になった	閉所(利用不可)

なお、学級閉鎖、学年閉鎖および臨時休校が決まって集団下校となった場合は、その 下校時からクラブを利用することができません。

(例) 6月1日午後から集団下校し、6月2日から3日間臨時休校となった ⇒6月1日の下校時から6月4日まではクラブを利用できません。

月日	6月1日	6月2日から6月4日	6月5日
学校	集団下校	臨時休校	通常授業
クラブ	下校後から利用停止	全日利用停止	利用可能

また、インフルエンザ等感染症の病原体を保有している疑いのある児童 (発症後、 濃厚接触など)については、たとえ回復期にあったとしても、出席停止相当の期間に あるときはクラブの利用を控えていただきます。

<地震発生時の対応>

- ・クラブ開所前の時点で<u>洲本市に震度5弱以上の地震</u>が発生したとき ⇒終日閉所とします。
- ・クラブ開所前の時点で洲本市に震度4以下の地震が発生したとき
 - ⇒学校の判断に準じます。学校から保護者への引き渡しとなった場合は、クラブを 閉所します。

長期休業中で、午前8時の開所までに震度4以下の地震が発生したときは原則開所としますが、市の避難情報に基づき行動することとします。

- ・クラブ開所後、**洲本市に地震が発生**したとき
 - ⇒状況を見て対応します。保護者への引き渡しが最善と判断されたときは、支援員 から保護者の方へ連絡をします。

地震発生時間帯	揺れの強さ	対応
クラブ開所前 「平日の授業時間中、	震度 5 弱以上	クラブ閉所(利用不可)
土曜日等の午前8時以前	震度4以下	学校の判断に準じて対応
クラブ開所後 「平日の放課後、 土曜日等の午前8時以降」	問わない	状況を見る 必要に応じ、引き渡しについて連絡

<熱中症特別警戒アラートの発表時の対応>

「熱中症特別警戒アラート」は、県内全ての『暑さ指数情報提供地点』における、翌日の暑さ指数(WBGT)の最高値が35以上になると予想される場合に、環境省から発表されます(前日の14時頃)。

※「熱中症特別警戒アラート」は一日中継続されます。前日の発表後に天候が変わって も、発表の追加や取り消しはありません。

洲本市の市立小学校では、「熱中症特別警戒アラート」が発表されている日は臨時休校 となります。

【例】9月1日14時頃:環境省から発表→9月2日臨時休校

児童クラブでは以下のとおりに対応します。

- ・通常時(授業等の開校日)は、学校の臨時休校に伴い閉所します。
- 休業日(土曜日、長期休暇等)は、開所します。

※ただし、保護者の送迎を原則とします。ひとり登所・ひとり帰りは認めません。

場合	学校	クラブ
通常時	臨時休校	閉所
休業日(夏休み等)	休み	開所(保護者の送迎を原則とする)

<気象警報等の発令時の対応>

以下で用いる「気象警報等」とは、大雨、洪水、暴風、大雪、暴風雪、または津波 警報のことを指し、「特別警報」とは、大雨、暴風、大雪、または暴風雪特別警報もし くは大津波警報のことを指します。また「対象地域」とは、兵庫県全域、兵庫県南部、 淡路島、洲本市のいずれかのことを指します。

- ・午前7時の時点で対象地域に気象警報等が発令されているとき
 - ⇒午前8時から午後0時までの間、閉所とします。

(午前 10 時の時点で気象警報等が解除されている場合は、午後 0 時から開所することとなります)

- <u>午前10時の時点</u>で対象地域に気象警報等が発令されているとき ⇒午後0時から午後6時までの間、閉所とします。
- クラブ開所後、対象地域に気象警報等が発令されたとき⇒閉所します。支援員から保護者の方へ引き渡しの連絡をします。
- <u>午前7時の時点で洲本市または島内他市に特別警報が発令</u>されているとき ⇒全日閉所とします。当日中は、警報解除となった場合も開所しません。
- ・<u>クラブ開所後、洲本市または島内他市に特別警報が発令</u>されたとき
 - ⇒閉所します。ただし、引き渡しについては安全に十分配慮したうえでおこなうこととし、また、市の避難情報に基づき行動することとします。

警報の内容	時間帯	対応	
大雨警報、洪水警報、	午前7時~午前10時	午後0時まで閉所	
暴風警報、大雪警報、	午前 10 時以降(開所前)	午後0時から閉所	
暴風雪警報、津波警報 ※由良については、波		(警報解除後も閉所)	
		閉所、引き渡しの連絡	
浪警報、高潮警報含む	クラブ開所後	(警報解除後も閉所)	
	午前7時~開所時間	閉所	
特別警報		(警報解除後も閉所)	
大津波警報	クラブ開所後	閉所、引き渡しの連絡	
		(警報解除後も閉所)	

引き渡しにあたっては、市の避難情報などに十分に注意し対応します。二次災害の発生が容易に想定される場合は、すぐに引き渡しを依頼することが危険であると判断し、必要に応じて、引き渡しの連絡を遅らせるなどの対応を取ることがあります。

その他、警報発令前に学校の判断で休校や自宅待機、早めの下校となった場合、クラブもその判断に準じ、それぞれ閉所とします。

また、クラブ実施場所が地域の避難場所である場合、クラブは閉所しますが引き渡 しは行わず、そのまま避難扱いとすることがあります。

8. 放課後児童クラブ一覧

市が運営する、または運営を委託する放課後児童クラブは下表のとおりです。

クラブ名	対象校区	定員	開設場所	電話番号	土曜保育
児童クラブ 山手	第二	40 人	山手二丁目 2-26 (洲本市児童センター)	26-0022(固定)	0
児童クラブ 由良	由良	30 人	由良一丁目 6-10 (由良公民館)	27-2167(固定)	山手にて 合同実施
児童クラブ 大野	大野	100 人	大野 318	①090-3056-0022(携帯) ②22-3540 (固定)	山手にて 合同実施
児童クラブ 加茂	加茂	50 人	下内膳 477-1	090-5062-0022(携帯)	山手にて 合同実施
児童クラブ 安乎	安乎	40 人	安乎町北谷 1177-1	090-8797-0022(携帯)	山手にて 合同実施
児童クラブ 潮	第一	35 人	宇山一丁目 1-37	080-9590-0475 (携帯)	0
児童クラブ 鮎原	都志• 鮎原	50 人	五色町鮎原西 142-4 (洲本市児童館)	32-1433(固定)	0
児童クラブ 広石	広石・ 鳥飼・堺	40 人	五色町広石中 1446-1	080-2478-1779(携帯)	鮎原にて 合同実施
児童クラブ 中川原	中川原	20 人	中川原町中川原 988 (中川原小学校内施設)	080-1401-5945(携帯)	潮にて 合同実施
伊勢の森 スクール	第三	70 人	上物部二丁目 7-2 (川西公会堂)	070-6980-4646(携帯)	0

- ※児童クラブ鮎原及び児童クラブ広石へ校区外から通所する児童については、放課後に 限りタクシーでの輸送を行っています。
- ※児童クラブ由良・大野・加茂・安平・広石・中川原の土曜保育については、上表のと おり合同実施となります。

〇申込受付場所・問合せ先について

・洲本市子ども子育て課 洲本市本町三丁目4番10号 洲本市役所2階①番

TEL: 0799-22-1333

・児童クラブ鮎原 洲本市五色町鮎原西 142-4 洲本市児童館

TEL: 0799-32-1433

・児童クラブ広石 洲本市五色町広石中 1446-1 広石保育園内

TEL: 080-2478-1779

